

県計画策定における論点について

(平成 26 年 11 月 4 日現在)

第 3 回熊本県子ども・子育て会議における県計画策定における論点

	項 目	論 点
1	めざす姿・基本的視点	県計画のめざす姿・基本的視点について、どのような内容とするか。
2	県設定区域	県が定める設定区域をどのように設定するか。
3	教育・保育施設等の認可・認定	計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の取り扱いをどうするのか。
4	認定こども園	認定こども園の普及に関する県の基本的考え方及び需給調整に係る「県で定める数」をどのように設定するか。

決定済

決定済

第 4 回熊本県子ども・子育て会議における県計画策定における論点

	項 目	論 点	頁
1	県設定区域	県が定める設定区域をどのように設定するか。	1
2	認定こども園	認定こども園の普及に関する県の基本的考え方及び需給調整に係る「県で定める数」をどのように設定するか。	3

【論点 1】

県が定める設定区域をどのように設定するか。

■検討の方向性（第3回会議合意事項）

以下1～3の検討を総合的に勘案するとともに、市町村計画の検討状況等を踏まえ、さらに検討を深める。

■前回までの検討

1 市町村が定める教育・保育提供区域

3市町（熊本市、天草市、菊陽町）を除き、市町村全域を1つの区域として設定する方向で概ね決定。

2 広域利用の実態

- ・広域利用の状況：保育所2. 0%（H26.4現在）、幼稚園12. 6%（H26.5現在）
- ・広域利用については、個々の市町村が計画策定時に関係市町村と調整のうえ、設定することになる。
- ・市町村間の調整が整わない場合等は、県が調整を行うこととされているが、現時点において、市町村から県に対する広域調整の要請はない。

3 教育・保育施設の需給調整

- ・県の設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となるが、市町村を区域と設定すれば、市町村ニーズをそのまま県計画に反映することができ、各市町村における利用者のニーズを踏まえた認可・認定を行うことができる。
- ・一方で、複数の市町村を含む広域的な区域設定を行った場合は、市町村毎のニーズを踏まえた認可・認定を行えない場合が想定される。

（具体例）

区域全体の総量：需要200 > 供給180

〔A市〕	〔B町〕	〔C村〕
需要 100	需要 70	需要 30
供給 60	供給 70	供給 50

A市は40人の供給不足、B町は需要と供給が均衡、C村は20人の定員割れ（C村の計画上は、需要均衡）の状況であるが、区域全体の需要と供給を足し合わせると、20人の供給不足となる。

このため、仮に需要が供給を下回っているC村に施設整備の認可申請があったとしても

原則として認可をしなければならない。

また、A市に施設整備の認可申請があった場合は、40の不足が生じているが、需要の総量を満たす20しか認可できない。

■今回の検討

1 県の設定区域の意義

- ・県が設定する区域毎の教育・保育の見込み量及び確保方策は、県が行う認可・認定の適否を判断する際の量的な基準となるもの。
- ・県の設定区域は、地域の教育・保育の利用実情を踏まえて、県が設定することとされている。

2 広域的な区域設定について

- ・教育・保育の広域利用の実態をみると、保育所では県平均2%程度であり、ほとんどが住所地市町村において保育の提供を受けている。また、幼稚園は県平均13%弱と保育所よりも高いものの、半数程度の市町村では幼稚園の利用者がいないなど地域的な偏りが大きい。
- ・県が市町村の区域を超えて広域的な区域を設定すると、市町村毎のニーズを県の認可・認定に十分に反映できない可能性がある。
- ・なお、広域利用の実態はそれぞれの市町村計画で見込むことによって調整が可能である。

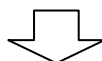
3 市町村が区域を細分化することについて

- ・県内3つの市町の計画において、細分化した区域設定が行われることとなっている。
- ・熊本市は、全体としては待機児童が大きく発生しているが、日常生活圏毎にみると供給過剰地域もあることから、今後、供給不足地域に保育所整備を集約するために区域設定の細分化が行われている。
- ・天草市は、市域が広いことに加え、子どもの数の動向にも地域差があることから区域設定を細分化している。
- ・菊陽町は、待機児童が発生している地域であるが、熊本市から近い区域と遠い区域では状況が大きく異なることから区域設定を細分化している。

<参考>

- (1) 熊本市（1号認定：8区域 2、3号認定：27区域）
 - ・介護保険計画における「日常生活圏域」を参考に2、3号認定の区域を27区域に設定。
 - ・1号認定については、上記の圏域における保育所の平均サービス利用率と同等以上とし、さらに幼稚園が偏在しないような区域とするため8区域に設定。
- (2) 天草市（1～3号認定：3区域）
 - ・現在の天草市の教育・保育の提供状況や地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、居宅から容易に移動することが可能となるよう3区域を設定。
- (3) 菊陽町（1号認定：1区域 2、3号認定：2区域）
 - ・1号認定については、町内全体で供給体制が十分に整っていないため、広域利用も視野に入れながら、町全域で1区域として設定。
 - ・2、3号認定については、需要超過の状態であるが、今後、小学校就学前児童が減少すること、保育ニーズの地域差を踏まえ、中学校校区単位の2区域として設定。

- ・これらの市町が複数の区域を設定していることは、それぞれ地域の事情を踏まえた判断であり尊重すべきものである。
- ・県の区域設定については、仮に1市町村1区域のみとした場合、広域的区域設定の場合と同様に、細分化された区域毎のニーズを県の認可・認定に反映できなくなる可能性がある。これでは、市町村が区域を細分化した趣旨が十分に生かされなくなることから、3市町については市町村計画どおり細分化した区域として設定する。



事務局案

県が定める区域は、県が行う認可・認定を行う際の需給調整の判断基準となる。市町村が定める区域におけるニーズを満たすよう認可・認定を行っていくために、市町村計画において設定された区域を尊重し、県が定める区域は市町村計画において設定された区域と同一とする。

【論点2】

認定こども園の普及に関する県の基本的考え方及び需給調整に係る「県計画で定める数」をどのように設定するか。

■第3回会議 合意事項

○認定こども園の普及に関する県の基本的考え方

- ・認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、小学校就学前の子どもに安定した教育・保育環境を提供することができる施設。
- ・既存施設から認定こども園への移行の認可・認定申請があった場合は、市町村の考え方や事業者の意向を尊重し、対応していく。

○「県計画で定める数」をどのように設定するか。

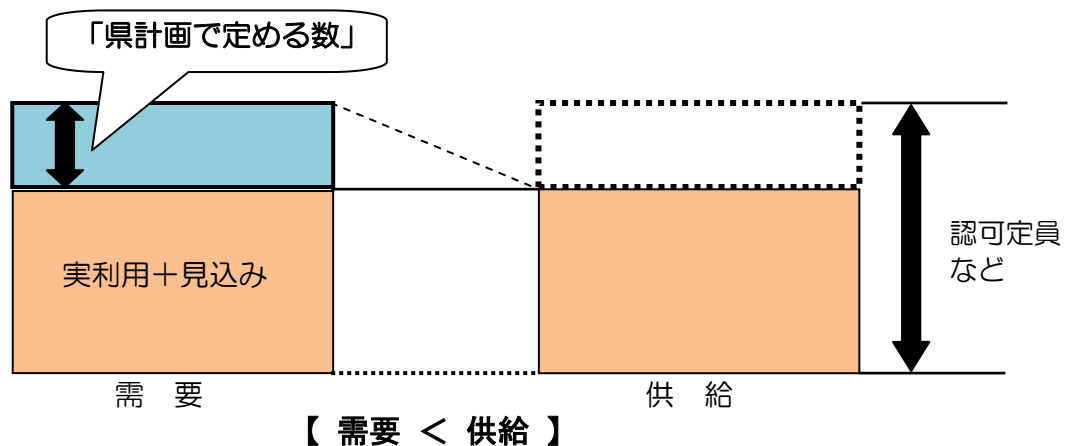
- ・供給が需要を上回っている地域で認可・認定を行うための「県計画で定める数」については、一定の上限を設定することを含めて、市町村の子ども・子育て支援事業計画や各施設の意向調査の結果を踏まえ、さらに検討を行う。

■前回までの検討

【供給>需要】となっている地域における「県計画で定める数」について

供給が需要を上回っている地域において、既存施設が認定こども園へ移行するためには、県計画において認可・認定をするための一定の数を定める必要があるが、この数を過大に設定すれば需要と供給の乖離が一層大きくなり、安定的な教育・保育の提供に支障を及ぼす恐れがある。

したがって「県計画で定める数」については、例えば区域内に所在する教育・保育施設の認可定員の和の範囲内とするなど、一定の上限を設定することも検討する必要がある。



■今回の検討

- ◎既存施設から認定こども園への移行の特例について、国の考え方が示された。
(内閣府：自治体向けFAQ)

「県計画で定める数」を設定するという措置については、供給過剰地域においても既存施設が移行を希望する場合に認可・認定を行えるようにするための特例であるが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。

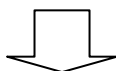
例えば

幼稚園からの移行の場合

- ⇒ 預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子ども
の数を目安とし、2号定員を設定する

保育所からの移行の場合

- ⇒ (1) 保護者の就労時間数が、保育認定の下限を下回っている人数を目安とし、
1号定員を設定する
(2) 保護者が就労を中断しても登園を継続できるよう、数人程度の1号定員を
設定する



事務局素案

認定こども園への移行を希望する既存の保育所、幼稚園の移行を妨げないよう、「県計画で定める数」を設定する。

ただし、供給が需要を上回っている区域においては、需給ギャップを拡大しないよう配慮を行う。

具体的には、

- ・内閣府の自治体向けFAQにあるとおり、利用実態を踏まえた利用定員の設定とする
 - ・現在の認可定員の範囲内で1号から3号までの定員を設定する
- などの方策が考えられる。

これらの方策や各市町村の子ども・子育て支援事業計画、各事業者の意向を踏まえ、各区域ごとに設定する県計画で定める数について、さらに検討する。